広報 ながと

市民憲章

★ 青い海　みどりと太陽につつまれた
　美しいまちをつくりましょう
★ 子どもの夢をそだて　みんなのための
　しあわせなまちをつくりましょう
★ スポーツに親しみ　文化をたかめ
　健康なまちをつくりましょう
★ たがいに親切で　きまりを守る
　明るいまちをつくりましょう
★ たのしく働き　くらしの豊かな
　伸びゆくまちをつくりましょう

編集・発行　長門市役所企画課　電話　長門 (08372) ②—2111 (代表)

昭和59年　第549号

10/15

毎月1・15日発行

市の人口（10月1日現在）

面　積	152.28㎢	
人　口	27,833人	(十19人)
男	13,149人	(十14人)
女	14,684人	(十 5人)
世帯数	8,499	

（　）は前月比

童心に返っての一日
～老人スポーツ大会～

９月20日の晴天下、赤崎山スポーツ遊園地で「長門市老人スポーツ大会」が開催され、元気なお年寄り約７００名が市内４地区から参加しました。

夏の暑さがまだ残るグラウンドでお年寄りたちは、久しぶりに童心に返り、「玉送り」や「徒競争」、「リレー」などに出場し、終日スポーツを楽しみました。

お陰で、少し曲がりかけた腰も、いつの間にかシャンと伸びたようでした。どうぞ、また来年もお元気で参加してください。

市功労者を表彰

小野晶市さんら３３人を

長年にわたり、市民の福祉増進や、市政の発展に寄与された方や団体を表彰する今年度の「市功労者表彰」が、十月五日行われました。

今回の受賞者は、消防関係功労者の小野晶市さんら三十四人で、当日、福田市長から表彰状と記念品が、それぞれに贈られました。

〔消防関係〕
◇多年消防団の育成と防火思想の向上に尽くされた功績
・小野晶市（湊一東区）・荒川三一（通十三区）・荒川暉人（通十六区）・後根邦年（通六区）・黒川涓司（通一区）・国光　勇（通十五区）・坂本亘弘（通二区）・村岡　豊（小原）・村田音幾（通十一区）・安森忠久（通十一区）

〔産業振興〕
◇多年水産加工業の振興に尽くされた功績
・小澤唯介（新屋敷）・山田六郎（通九区）

〔教育振興〕
◇多年よく職務に精励し、学校教育の推進に寄与された功績
・中谷四郎（祇園町）・蘭　正隆（真木）・松田淳孝（殿台）・谷村博祐（三隅町）

◇体育の振興に尽くされた功績
・早川審治（通九区）

〔文化の振興〕
◇多年美術の振興に尽くされた功績
近藤弘一（湊二区）
・多年民俗芸能の保存と伝統の継承に尽くされた功績
・亀谷浅吉（北本町）

〔社会福祉〕
◇多年社会福祉事業に尽くされた功績
・立野千代子（今浦町）

〔優良勤労〕
◇多年職務に精励し産業の発展に寄与された功績
・池田昭吾（鳥越町）・山下勝美（門前）・行實昭彦（下郷）・坂田　明（板持四区）・河野幸雄（三ノ瀬）・古賀正男（下川西）

〔自治行政〕
◇多年地方自治に尽くされた功績
・村田賢次（江良）・新山　昭（白潟三区）・上田悦朗（板持三区）・山田百江（通三区）・中谷和子（通十一区）・横山良子（殿台）・吉野敏子（江良）

（敬称略）

国保の高額療費 支給基準を改正

国民健康保険被保険者に対する「高額療養費支給基準」が、十月診療分から次のように変ります。

⊙ 自己負担が五万一千円以上の場合

自己負担限度額が、本人・家族とも一ケ月「五万一千円」になります。ただし、低所得世帯については、一ケ月「三万九千円」が「三万円」に減額されます。

⊙ 月に自己負担三万円以上が二回以上ある場合

同一世帯で、同一月に「三万円」（低所得者は二万一千円）以上の自己負担を、二回以上支払った場合は、それを合わせて、「五万一千円」（低所得者は三万円）を超え額が、高額療養費として支給されます。

⊙ 年間に高額療養費該当が四回以上ある場合

同一世帯での高額療養費の支給回数が、一年間に四回以上になった場合は、四回目から「三万円」（低所得者は三万円が二万一千円）を超えた部分について高額療養費が支給されることになります。

⊙ 特定な病気で高額な治療を長期間受ける場合

血友病など高額な治療を長期間受けなければならない病気で、厚生大臣の指定したものについては、自己負担額は一ケ月一万円となり、これを超えた額は国保から払い戻されます。

⊙ 特例療養費が受けられる場合

退職者医療制度の新設に伴い、この保険該当者は次のような場合、特例療養費が受けられます。

十月一日以降にやむを得ず、旧保険証で診療を受け三割負担をしたときは、一割の差額について支給申請書を提出すると払い戻されます。（退職被保険者本人の場合は、医療費の一割、扶養家族は入院の場合は一割）

なお、詳しいことは市民課国民健康保険係にお問合せください。

☎②―2111　内線292

（例）月に自己負担３万円以上が２回以上ある場合

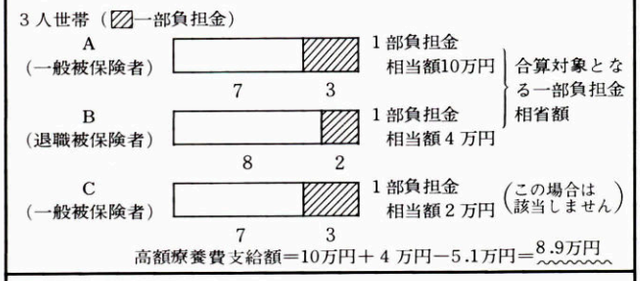

高額療養費支給額＝10万円＋４万円－5.1万円＝8.9万円

（例）年間に高額療養費該当が４回以上ある場合

１年間

自己負担 1回目	〃 2回目	〃 3回目	〃 4回目	〃 5回目
51,000円	51,000円	51,000円	30,000円	30,000円
(30,000円)	(30,000円)	(30,000円)	(21,000円)	(21,000円)

（　）内は低所得者

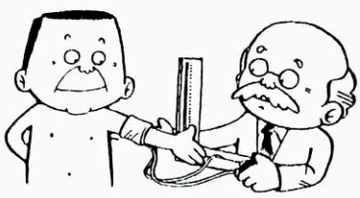

国民健康保険に人間ドックを導入

十月から外来ドック開始

毎日の生活を幸せに過ごすための第一条件は、心身ともに健康であることです。しかし、常日頃、家庭の中心となって働いておられる成人の皆さんには、知らず知らずのうちに疲労が蓄積し、病気にかかっていることが多くあります。

この発見の手遅れは、本人が重病となって苦しむばかりでなく、医療費の出費がかさんで、家族が大変苦労される例が、少なくありません。

現在、こうした成人の健康維持については、いろいろと叫ばれていますが、生涯を通じて、自分の体は、自分の自覚によって管理する以外に誰も管理はできません。

平素、元気な方は、仕事が多忙なこともあって、検診等を受ける機会が少なく、ややもすると他人事のように無頓着になり勝ちですが、機会をとらえ検診され、身体の異状を早期に発見することが、最も大事なことです。

市においては、これらの対応策として、日頃から健康に対する指導や各種の検診を実施し、多くの皆さんの参加を願っているところです。

今回、国民健康保険では、成人病等の早期発見を図り、かつ医療費の節減に努めることとし、次のように日帰りでできる「外来人間ドック」を実施いたします。

希望者は、今月から受け付けますので、早目に申し込みください。

なお、この「外来人間ドック」の実施人数については制限がありますので、先着順位で受付し、定数に達した際には締切ることになります。

また、実施方法等については、次のとおりです。

1、外来人間ドック受検対象者は、国民健康保険の被保険者で、四十歳～六十九歳までの方。

2、検診項目と概要等

① 血圧測定…心臓病・脳出血等の疾患状況検診

② 検尿・検便…じん臓・糖尿病及び消化管の疾患状況検診

③ 末梢血検査…貧血疾患等の状況検診

④ 血液化学検査…肝臓・コレステロール、痛風等の疾患状況検診

⑤ 血沈…血液比重の状況検診

⑥ 血清梅毒反応…血清疾患の状況検診

⑦ 胸部X線検査…呼吸器疾患の状況検診

⑧ 胃及び食道のX線検査…胃・食道ガンの状況検診

⑨ 心電図検査…心臓疾患の状況検査

⑩ 眼底検査及び眼圧測定…動脈硬化・緑内症等の疾患状況検診

⑪ その他…一般理学的検査

3、受診費用額負担

検診費用＝一人当り二五、八〇〇円で、この内、八割を国保から負担し、二割が自己負担となります。

4、受診券の発行

市民課・国民健康保険係及び各支所に申し込みされると、「外来人間ドック利用券」を発行しますので、次の医療機関のうちから、あなたの希望される医療機関で、検診をお受けください。

5、受診医療機関

天野医院
岡田病院
河辺病院
木下皮膚科
國司眼科
斎藤医院
俵山病院
吉村内科
斎木病院
宮尾医院
長門総合病院

6、その他

この検診のお問合せ等については、市民課・国民健康保険係におたずねください。

☎二―二一一一　内線二九二

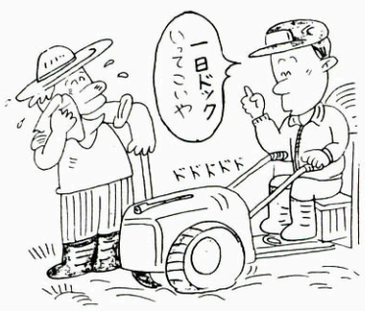

「福祉医療制度」が改正されました

健康保険法改正により、十月一日から被用者保険本人の医療費負担が無料であったのが一割負担となりました。これにともない、いままでは重度心身障害者及び、母子家庭における被用者保険本人の場合は、福祉医療対象者から除外されておりましたが、今回の改正により、本人負担が生じたため、本人負担分を福祉医療より援助することになりました。ついては、次の要件に該当する人は健康保険証及び身体障害者手帳（重度心身障害者のみ）、印鑑をもって、福祉事務所、庶務係または、各支所でその手続をすませてください。

①重度心身障害者（身体障害者手帳三級以上及び国民年金法別表一級程度の障害）で被用者保険本人であること。

②母子家庭の母で、被用者保険本人である者。

③その他、上記重度心身障害者及び母子家庭でありながら受給していない者。

なお、福祉医療制度には所得制限があります。

※詳しくは、福祉事務所・庶務係へお問合せを

☎二―二一一一　内線二七三

9月定例市議会

一般会計予算総額 七二億二、二七九万円に

九月定例市議会は、九月十八日から二十九日までの会期十二日間で開かれました。

この議会に提出された主な議案は、国民健康保険条例の一部改正、長門市教育委員会委員の任命について、昭和五十八年度長門市水道事業会計決算の認定について、昭和五十九年度一般会計補正予算、国民健康保険事業会計補正予算など。十四議案が提案されました。

初日に福田市長から提案理由の説明があり、二十日に一般質問、二十一日は教育委員の任命についてなど三議案を可決。

残る議案については、二十二日から二十六日の間の各常任委員会に付託、審議された後、二十九日の本会議で各常任委員長から審議の経過などに報告があった後、全議案を可決。

続いて、陳上書四件と要望意見書二件を審議可決して閉会しました。

主な議案

⊙市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

災害復旧、激甚災害対処関係の法律一部改正に伴う市の賦課徴収、減免等の規定を改正。

⊙長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

公共企業体職員と国家公務員に係る共済組合制度の統合による、法令の題名が改められたこと、地方税法が改正されたことによる条例の改正。（みなし法人税課税の特例の延長）

⊙長門市教育委員会委員の任命について

教育委員に次の二名を選任

- 阿波博人氏（深川湯本門前）
- 上田俊成氏（東深川藤中）

⊙昭和五十九年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ三、九〇三万一千円の追加で、予算総額は七二億一、三七九万四千円になりました。歳入増の主な理由は地方交付税の決定増や災害復旧のための国庫負担金の増額などです。歳出増の主なものは次のとおりです。

◇総務費

- 広域市町村圏振興整備協議会負担（地域経済活性化対策事務費）

◇民生費

- ねたきり老人保護委託
- ゲートボール場整備

◇土木費

- 市道改良、舗装工事追加

◇教育費

- 文化財保護のための補助

◇災害復旧費

- 現年農地農業用施設災害復旧工事
- 現年公共土木施設災害復旧工事（河川・道路）

⊙昭和五十九年度国民健康保険会計補正予算

◇国庫支出金

- 退職者医療費交付金（組替え）

新しい「長門森林組合」が誕生

かねてからの懸案でありました市内三森林組合の合併が成立し、去る九月一日、長門市森林組合が新しく誕生しました。

申し上げるまでもなくこの組合の使命は、組合員のために森林の伐採、造林から除・間伐に至る一貫作業のお世話をし、立派な山づくりに貢献することであります。

組合員一、四三三名、役員一六名、職員六名、出資金八、二三八千円で、これら事業を進めることにしております。組合事務所は、当面旧深川森林組合を主たる事務所に、旧俵山森林組合を従たる事務所として組合員サービスにも意を注いでおりますので、今後とも組合員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、初代組合長には、長門市長の福田政則氏、常務理事に山崎文一氏が選ばれ、組合運営にあたることになりました。

第15回山口県観光土産品審査会の開催

◇審査期日　11月9日　13：00～17：00

◇審査会場　山口市湯田温泉3丁目　山泉荘

◇審査対象

- 食品の部～菓子類、水産加工品、農林加工品
- 工芸品の部～郷土民芸品、繊染色品、陶磁器、漆器

◇出品料　1品につき1,000円

※詳しくは市商工観光課観光係へお問合せください。

教育長に阿波　博人氏

任期満了に伴う教育長の選任については、九月定例市議会で市長から推薦された教育委員の同意が得られたので、これを受けて同日開催された教育委員会において、引続き阿波博人氏を選出しました。

阿波教育長は今回が二期目で、任期は昭和五十九年十月二日から昭和六十三年十月一日までの四年間となります。

阿波教育長

阿波教育長の略歴

- 生年月日　大正十一年九月十八日（六十二歳）
- 現住所　長門市深川湯本門前
- 山口師範学校本科卒業、阿川小学校長、俵山小学校長、大津教育事務所次長、昭和五十三年四月から仙崎小学校長。

「“交通安全”お願いします！」

九月二十一日から三十日までの十日間、「秋の交通安全健民運動」が実施されました。

長門市でも、幼稚園、小・中学生などたくさんの人が啓発活動に参加し、交通安全を呼びかけました。

運動の期間は終りましたが、これから秋の行楽シーズンになります。十分交通安全に気をつけましょう。

◇**運動期間中に実施された主な啓発活動**

一、幼稚園、保育園児による交通安全折鶴の贈呈
二、タスキがけ登下校（青海小）
三、交通安全折鶴の街頭配布（二十一日、渋木児童館）
四、鼓笛パレード（深川小）
五、鼓笛パレード（仙崎小）
六、自転車パレード（深川中）
七、鼓笛安全パレード（深川幼）
八、交通安全パレード（長門市交通安全推進会議）
九、鼓笛パレード（向陽小）
十、折鶴の街頭配布（あおい幼）
十一、折鶴の街頭配布（幼稚園、保育園の母の会）

◀鼓笛パレード（深川幼稚園）

▲交通安全パレード（長門市交通安全推進会議）

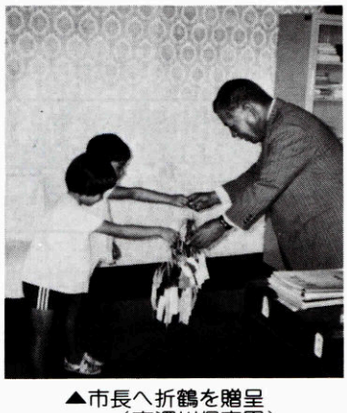

▲市長へ折鶴を贈呈（東深川保育園）

▲折鶴の街頭配布（渋木児童館）

▲鼓笛パレード（深川小学校）

市職員人事異動

〔新規採用〕　59年10月１日付
福祉事務所・社会係　緒方栄作
福祉事務所・庶務係　堀　隆人
市民課・国民健康保険係　木村好博

〔退　職〕
山田見城男　９月17日付
山田　百江　９月22日付
上田　正善　９月25日付
橋本　平治　９月26日付

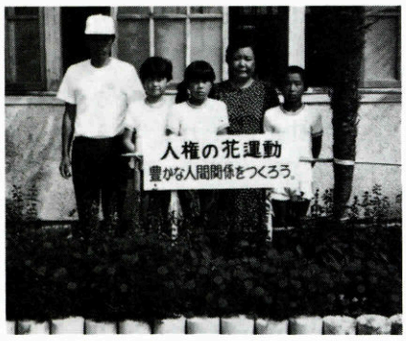

人権コーナー

「人権の花運動」を展開

長門市人権モデル地区推進協議会では、広報事業のひとつとして「次代を担う少年少女たちにも基本的人権の大切さについて呼びかけよう」の一項があり、子どもたちにうるおいの心を育て、明るい環境づくりを目的として、市内の全小学校に「人権の花運動」を実施しています。

生徒たちが丹誠こめて育てた「人権の花」が校庭に美しく咲いています。

長門市婦人会発足30周年

記念講演会

元オリンピック水泳選手
田　中　聡　子さん
（現姓：竹宇治）

◇演　題　「水と健康」
◇日　時　11月６日㈫　13：30～15：00
◇会　場　大正館（正明市３区）
◇主　管　長門市婦人会連絡協議会

永　六輔さんを迎えて

第10回　長門同和教育研究集会へのおさそい

◇日　時　11月11日㈰　９時～15時
◇会　場　長門グランドパレス
◇内　容　開会行事、日程説明、講師紹介、講演、実践発表、講話、質問及び協議、閉会行事
◇対象者　だれでも参加できます。
◇申込み　長門市教育委員会、社会教育課へ　住所（所属）、氏名を事前にお知らせください。
☎２－２１１１　内線259・265

おしらせ

一般健康診査

◇　長門保健所
10月23日(火)　9：00～11：00

三歳児健康診査

◇　長門保健所
10月24日(水)　13：30～14：30

母親学級

◇　長門保健所
11月6日(火)　13：30～16：00
11月13日(火)　13：30～16：00
11月20日(火)　13：30～16：00
11月27日(火)　13：30～16：00

療育学級

◇　長門保健所
11月6日(火)　13：30～15：30

10月1日～10月31日「公給領収証受領交付強調月間」

第7回簡易保険・郵便年金 敬老似顔絵展

長門郵便局では、敬老の日にちなんで市内の幼児、小学生から募集した、おじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵作品約200点を「お客様ルーム」に展示しています。どうぞご鑑賞ください。

なお、期日は10月31日までです。

俵山地区 人権問題合同学習会

◇期　日　10月25日(木)　19：00～22：00
◇会　場　俵山公民館
◇テーマ　「現代人間模様」
◇講　師　阿武郡育英小学校
校長　波多野　昭　先生

来春の新入学児童のお父さんお母さん方へ

来春四月から小学校一年生になる子どもさんの健康診断を次のとおり実施しますので必ず受けましょう。

◇　通小学校
10月22日(月)　14：00～
◇　青海島小学校
11月16日(金)　13：00～
◇　仙崎小学校
10月25日(木)　13：30～
◇　深川小学校
11月6日(火)　12：20～
◇　大畑小学校
11月7日(水)　14：00～
◇　向陽小学校
10月31日(水)　14：00～
◇　俵山小学校
11月8日(木)　13：00～

※保護者が必ず付き添って下さい。
不明な点がありましたら、各小学校または教育委員会学校教育課へおたずね下さい。

献眼登録受付中

目の不自由な人々に 愛の光明を!!

日本では目の不自由な方が25万人もおられますが、その中で2万5千人程度の方々は、手術をすれば視力の回復が得られ、目が見えるようになると言われています。

こうした不幸な方々が、あなたの献眼により失明から救われます。あなたの善意を登録していただき、視力回復のチャンスを提供してください。近視、遠視は問いません。どうぞご協力ください。

※詳しいことやお申込みは、長門商工会議所内　長門ライオンズクラブへ
☎2－2327

10月は「豊かなくらしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」です。

みなさんの貯金が公共事業に役立てられています。

ぜひご家庭に一冊づつ
長門市史発売中

◇定価　・歴史編・民俗編いずれも三千円です。
◇発売所　・市役所市民相談室（玄関窓口）、企画課、俵山・通・仙崎各支所

社会保険のよろず相談所の開設

健康保険、厚生年金及び国民年金など社会保険全般について、萩社会保険事務所の担当者がご質問にお答えいたします。

お気軽にご利用ください。

◇相談日時　11月7日(水)　10:00～14:00
◇相談場所　ながとプラザ1階

〔あぶない、切り忘れ・消し忘れ〕 消防ひとくちメモ

ガスによる火災や、爆発事故は、その多くが消費者の注意不足が原因となっています。事故防止には次の事に十分注意して、正しい使用方法を身につけて下さい。

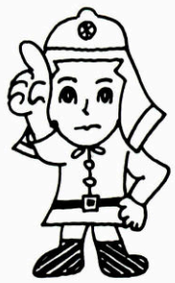

1．使用するときは、火がついたことを必ず目で確かめましょう。
2．いつも青い炎で使い不完全燃焼を防ぎましょう。
3．換気に注意しましょう。
4．ガスを使ったあとは元栓、器具栓を完全に閉めましょう。
5．ガスのゴム管はときどき点検し、き裂があれば取り替えましょう。
6．ガスもれ警報器を取り付けましょう。

〝あと〟でより〝いま〟が大切火の始末

長門地区消防本部・消防署
☎2－3111